

亜細亜友之会外語学院 学則

第 1 章 総 則

(基本理念)

第 1 条 本校は、言語を相互理解とコミュニケーションの礎とであると信じ、日本語教育を通じて総合的な交流を促進する。日本語力だけでなく、日本文化や異なる価値観への理解と尊重、調和を大切にし、異文化を尊重する姿勢を育て、両国の友好の架け橋となる人材を育成する。

(教育の目的及び目標)

第 2 条 本校は、日本語教育を通じて、次に示す人材の育成を目的とし、教育目標を定め、日本語教育を実施する。

(目的)

- (1) 社会の中で自己実現するための自律的、主体的に学びを継続する力の育成
- (2) 礼儀を重んずる日本文化を理解し、異文化を尊重して、社会に発信ができるコミュニケーション能力の育成
- (3) 高等教育機関での学習、研究活動を効果的に行うことができる高度な日本語力の育成

(目標)

- (1) 自分や身近な課題を見つけ、解決策を考え、実行し、振り返る学習を通して、自ら学び続ける習慣を身につける
- (2) 日本の文化や礼儀を背景や意図とともに理解し、それを踏まえて適切に伝える力を養い、円滑なコミュニケーションができるようになる
- (3) 進学後の学習や研究に支障なく取り組めるよう、アカデミックな内容を論理的に理解し、発信する力を身につける

(名称)

第 3 条 本校は亜細亜友之会外語学院という。

(位置)

第 4 条 本校の位置を、東京都北区王子二丁目 23 番 1 号に置く。

第 2 章 教育課程、入学期、修業期間、収容定員及び休業日

(教育課程、修業期間、収容定員)

第 5 条 本校の教育課程、修業期間、収容定員及びクラス数は次のとおりとする。

	課程名	入学期	修業期間	収容定員	クラス数
第1部 (午前)	進学2年課程	4月	2年	80名	4
	進学1年9か月課程	7月	1年9か月	72名	4
	進学1年6か月課程	10月	1年6か月	40名	2
	進学1年3か月課程	1月	1年3か月	18名	1
	小計			210名	11
第2部 (午後)	進学2年課程	4月	2年	80名	4
	進学1年9か月課程	7月	1年9か月	72名	4
	進学1年6か月課程	10月	1年6か月	40名	2
	進学1年3か月課程	1月	1年3か月	18名	1
	小計			210名	11

(終始期)

第 6 条 本校の進学課程は毎年 1 月、4 月、7 月、10 月に始まり、3 月に終わる。

2. 提携する海外の大学及び高等学校からの入学に関して、学習期間が 6 か月または 1 年と定められている場合は、当該期間をもって早期進学者と同様に取り扱い、学習期間証明書および学習成果評価書を発行するものとする。
3. 前項の期間を分けて次の学期とする。
 - (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
 - (2) 第 2 学期 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (3) 第 3 学期 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
 - (4) 第 4 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏季休業 8 月 3 日から 8 月 18 日まで
 - (4) 冬季休業 12 月 25 日から 1 月 7 日まで
 - (5) 春季休業 3 月 25 日から 4 月 7 日まで
2. 校長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 3. 教育上必要があり、且つ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことができる。
 4. 非常災害その他緊急の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第 8 条 授業終始時刻は校長が定める。

第 3 章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時間数)

第 9 条 本校の各教育課程の授業科目及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。

教育課程名	日本語能力到達目標	授業科目	週当たり授業時数	総学習週数 総単位時間数
進学 2 年	B2	総合型日本語、聴解、読解、会話、記述 周りにつながる、振り返り、総合学習	20	76 1520
進学 1 年 9 か月	B2	総合型日本語、聴解、読解、会話、記述 周りにつながる、振り返り、総合学習	20	68 1360
進学 1 年 6 か月	B2	総合型日本語、聴解、読解、会話、記述 周りにつながる、振り返り、総合学習	20	60 1200
進学 1 年 3 か月	B2	総合型日本語、聴解、読解、会話、記述 周りにつながる、振り返り、総合学習	20	52 1040

(学習成果の評価)

第 10 条 学習成果の評価は、課程で定められた日本語運用能力の 5 技能(読む・聞く・話す【発表】・書く・話す【やりとり】)について、期末試験・修了試験の成績をもとに、言語能力記述文の内容を満たしているか否かを評価する。それに加えて、学習・生活態度に関する評価を別途行い、最終評価とする。

(教職員組織)

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 本務等教員 11 名以上(校長(副校長)・主任教員を含む)
 - (4) 教員 20 名以上(本務等教員を含む)
 - (5) 事務統括者
 - (6) 生活指導担当者 2 名以上(本務等教員の兼務を含む)
 - (7) 事務職員 2 名以上(事務統括者を含む)
2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 3. 校長は公務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教職員会議)

第 12 条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。

2. 教職員会議は校長が主宰する。(日本語教育実施状況の点検・評価)

第 13 条 日本語教育の実施状況を点検・評価するために、校長は教務主任及び事務統括者を中心とした点検・評価委員会を主宰し、実施状況点検・評価を行い、今後の日本語教育の改善と更なる発展に繋げる。

2. 校長は、教務主任・事務統括者以外その他の委員を任命する。
3. 点検・評価は毎年 3 月から 4 月頃に行う。

第 4 章 入学、休学、転学、退学、修了、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 14 条 本校の入学資格は、次のいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年の学校教育又は、それに準ずる課程を修了あるいは修了見込の者。
- (2) 提携する海外の高等学校を含む各教育機関からの各課程の受入れは、入学する課程終了までに卒業が予定されている者を含む。
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国が許可され又は、許可される見込みのある者。
- (4) 信頼のおける保証人あるいは経費支弁人を有する者。
- (5) 日本語能力は募集課程に定める基準を満たすこと。

(入学時期)

第 15 条 本校の入学は年 4 回とし、その時期は 1 月、4 月、7 月、10 月とする。

(入学手続き)

第 16 条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、指定期日までに本校に出願しなければならない。
- (2) 前項の手続きを完了した者に対して書類及び面接による選考のうえ入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、面接等の選考に合格した後、指定期日までに選考料を納付し、在留資格認定証明書交付後、第 22 条に定める入学金及びその他の納付金を納入しなければならない。

(休学、復学)

第 17 条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって 5 日以上欠席する場合は休学とし、その事由

及び欠席の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学、退学)

第 18 条 転学、退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了、卒業)

第 19 条 校長は、課程で定める所定の授業単位時数を履修した生徒について、出席率、学習・生活態度、ならびに課程で定められた日本語能力の到達目標に基づく修了試験の成績をもとに総合成績を算出する。総合成績が D 以上の者を修了と認定し、これをもって卒業とし、証書を授与する。なお、総合成績の算出方法および判定基準については、別に定める細則による。

(褒賞)

第 20 条 校長は成績優秀にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒処分)

第 21 条 本校の学則その他に違反し、生徒としての本分に反する行為があった場合、校長は当該生徒に対して、次項に定める懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 訓告(口頭または文書により指導し、将来を戒めるもの)
- (2) 停学(一定期間、登校及び授業への出席を禁止するもので期間は処分決定時に定める)
- (3) 退学(本校からの退学を命ずるもので、本人の同意を要しない)
- (4) 除籍(重大な規則違反または在学資格の喪失により、学生籍を抹消)

3. 前項(3)退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 著しく品行が不良であり、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力が著しく劣り、修了の見込みがないと認められる者
- (3) 学校の秩序を著しく乱し、その他生徒としての本分に反する行為を行った者
- (4) 心身の重大な事情により、学業の継続が著しく困難であると認められる者

4. 第 2 項(4)除籍の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 学費その他納付金を所定の期日までに納入せず、再三の督促にも応じない者
- (2) 学業継続の意思がないと認められる次の各号に該当する者
 - 一、10 日以上の無断欠席が継続している者
 - 二、訓告を受けた後も出席率低下が継続し、改善が見られないと認められる者
 - 三、学校からの再三の連絡に応じず、連絡不能の状態が長期間続いている者
 - 四、正当な理由なく住所不明または居所不明となった者
 - 五、在籍確認に対して虚偽の報告や不誠実な対応を繰り返す者
 - 六、在籍期間中に長期の出国を無断で行った者
 - 七、留学の目的に反する活動を主とし、学習継続が極めて不十分な者
 - 八、本人が学習継続の意思がないことを口頭または文書により表明した者
- (3) 学校、教職員または生徒に対し、誹謗中傷、名誉棄損、虚偽情報の流布等の行為を行った者
- (4) 違法行為、重大な不正、暴力行為または謝意通念上著しく不適切な行為を行った者
- (5) 法令に違反し、警察または出入国在留管理庁により逮捕または収容された者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 22 条 本校の各課程の生徒納付金は、次のとおりとする。

教育課程	選考料	入学金	授業料	その他	計
進学 2 年課程	30,000 円	60,000 円	1,376,000 円	148,000 円	1,614,000 円
進学 1 年 9 か月課程	30,000 円	60,000 円	1,204,000 円	148,000 円	1,424,000 円
進学 1 年 6 か月課程	30,000 円	60,000 円	1,032,000 円	148,000 円	1,236,000 円
進学 1 年 3 か月課程	30,000 円	60,000 円	860,000 円	148,000 円	1,046,000 円

(納入)

第 23 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月から授業料を免除することがある。
3. 特別な事情がある場合、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は、一部を免除することがある。
4. 納付金の納入方法に関しては別に定めるところによる。

(滞納)

第 24 条 生徒が正当な理由なく、且つ所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 25 条 既納の納付金は原則として返還しない。但し、入国前に入学辞退及び在外公館における査証発給拒否及び入学後の各課程修了前の進学等に関しては別に定める。

第 6 章 雑則

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第 27 条 本校の生徒は、寄宿舎の利用を希望する場合、事前に本校から交付される寄宿舎利用案内を受け、内容を確認し、同意のうえ入寮することができる。

2. 寄宿舎以外の宿泊施設を希望する者に対しては、本校は必要に応じて民間の不動産業者等を紹介することができる。

(災害対策)

第 28 条 地震等による災害における対策及び、生徒の学習継続に必要な措置を実施する。

(細則)

第 29 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。